

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 2 年 3 月 2 5 日作成)

法 令 名	農業用ため池の管理及び保全に関する法律
根 拠 条 項	第 10 条第 2 項
処 分 の 概 要	防災工事の施行に関する命令
法 令 の 定 め	○第 10 条第 2 項 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出のあった計画に従って防災工事を施行していないと認めるときは、当該届出を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該計画に従って防災工事を施行すべきことを命ずることができる。 (関連条文) ・ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 6 条及び第 9 条 ・ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則第 9 条及び第 10 条
処 分 基 準	処分基準は、当該防災工事の完了に当たっての報告内容並びに同法第 18 条に基づく報告聴取及び立入調査による実施状況を確認した結果、届出のあった防災工事計画に従って施行されていないと認められる場合に限るものとする。
処 分 担 当 課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
問 い 合 わ せ 先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
備 考	(公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/)